

肥銀ビジネスインターネットバンキング トランザクション認証(カメラ付きハードトークン)利用申込・再発行等依頼書

年 月 日		おとこ (行 -)		お届出印 (代表口座)	
おなまえ		おでんわ (- -)		様	
ご担当部署		ご担当者			
代表口座 (記入必須)		店番	預金種類 普通 当座	口座番号	
契約法人ID (記入必須)					

「肥銀ビジネスインターネットバンキングサービス」の利用規定に同意のうえ、トランザクション認証(カメラ付きハードトークン)について、次のとおり申込みます。

1. お申込内容 (□に「✓」をご記入のうえ、個数をご記入ください。)

お申込内容	個数	手数料
<input type="checkbox"/> トランザクション認証(ハードトークン)申込	個	無料(1契約につき1個まで)
<input type="checkbox"/> 追加発行/紛失・盗難による再発行	個	1個あたり5,500円(税込)
<input type="checkbox"/> 交換による再発行(故障)	個	無料
<input type="checkbox"/> 廃棄(返却のみ)	個	無料

2. 資金移動の都度指定の設定(限度額リセット)

(トランザクション認証をお申込の方は、□に「✓」をご記入ください。)

お申込内容	説明
<input type="checkbox"/> リセットする	資金移動(振込)の都度指定(1日/1回)を毎日「1円」にリセットする。
<input type="checkbox"/> リセットしない	資金移動(振込)の都度指定(1日/1回)をリセットしない。※

※「リセットしない」を選択した場合、トランザクション認証の登録の翌々日から適用されます。

3. ご確認いただく事項 (トランザクション認証をお申込の方は、□に「✓」をご記入ください。)

- ハードトークンはお届出住所宛に郵送しますので、届き次第すみやかにご利用開始登録を完了してください。一定期間を経過すると自動的に認証方式がハードトークンに変更されます。
- ハードトークンを利用するお取引は次の通りです。【資金移動(振込・振替)、総合振込・給与・賞与振込(外部ファイル伝送)、収納サービス、利用登録】
- ハードトークンの紛失・故障等によりハードトークンを再発行された場合、新しいハードトークンの利用登録を行うまで、資金移動などハードトークンを利用した取引ができません。お急ぎの場合は窓口またはATMをご利用ください。
- トランザクション認証のみの解約はできません。

(銀行使用欄)
システム運用センター宛

原本はシステム運用センター・コピーイメージ保管(送付書要事括1086)
受付店(支店)

検印	精査	登録

(手数料コード0131)

再発行 手数料	円
------------	---

検印	照印	規定・コピー 交付印	係印

肥銀ビジネスインターネットバンキングサービスご利用規定（抜粋）

第1条 肥銀ビジネスインターネットバンキングサービス 10. トランザクション認証

(1) 2024年5月20日以降、本サービスを申し込んだ契約者は、トランザクション認証（契約者が行った本サービスのうち当行所定の取引の内容が、通信の途中で改ざんされていないことを確認し、実行する認証方法のことをいいます。）を利用することを必須とします。

(2) 2024年5月19日以前に本サービスを申し込んだ契約者は、トランザクション認証の利用を申し込むことができます。ただし、一度利用を申し込んだ契約者は、本サービスのうち当行所定の取引を行う場合にトランザクション認証を利用することを必須とし、トランザクション認証のみを解約をすることはできません。

第2条 利用申込

1. 本サービスを利用するには、本規定の内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込書に所定の事項を記入し、申込手続を行うものとします。

2. 当行が、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を適当と判断し、承諾した場合に、本サービスの利用契約が成立するものとします。また、当行は管理者本人であることを確認するために必要な事項を記載した「ご契約者カード」を契約者に貸与します。

3. 「ご契約者カード」には、契約法人ID、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、および契約者ごとに異なり使用するたびに変更される使い捨てパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）の表が記載してあります。

4. 当行は「ご契約者カード」を受付した申込書に記載の届出住所あてに郵送します。

5. 当行はトランザクション認証を利用する契約者に対し、当行所定の取引において使用する1回限りの使い捨てパスワード（以下、「トランザクション認証番号」といいます。）を生成・表示するパスワード生成機（以下、「ハードトークン」といいます。）を発送します。

6. 当行は、「ご契約者カード」が当行の責めに帰さない事由で当行に郵送返戻された場合は、申込みがなかったものとして取扱います。

第3条 本人確認

1. 本人確認方法

本サービスを利用する際の本人確認は、以下に示すID・暗証番号方式と電子証明書方式のいずれかにより行います。

(1) ID・暗証番号方式

IDおよび暗証番号により、管理者・利用者ご本人であることを確認する方式

(2) 電子証明書方式

電子証明書および暗証番号により、管理者・利用者ご本人であることを確認する方式

2. 管理者の本人確認

(1) 管理者が管理業務を行う場合、ID・暗証番号方式の場合、契約法人ID、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。電子証明書方式の場合、電子証明書、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。また、トランザクション認証の契約先の場合、トランザクション認証番号を当行所定の方法により送信するものとします。

(2) 当行は送信されたこれらの内容と当行に登録されて

いる内容との一致を確認した場合に、送信者を管理者本人とみなします。当行が前号の方法により本人確認を実施したうちは、契約法人ID、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワード、電子証明書（電子証明書方式の場合）、トランザクション認証番号に不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。「ご契約者カード」は厳重に管理し、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。

(3) 契約法人暗証番号と契約法人確認暗証番号（以下、「管理者パスワード」といいます。）の変更は端末から随時行うことができます。この場合、管理者が変更前と変更後の管理者パスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の管理者パスワードと当行に登録されている管理者パスワードが一致した場合に、管理者本人からの届出とみなして管理者パスワードの変更を行います。安全性を高めるために管理者パスワードは定期的に変更してください。また、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定はお避けください。

(4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる管理者パスワード等の入力が入行所定の回数を超えて連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。サービスの利用を再開するには、第11条に定める方法で当行所定の書面により当行に届出てください。

3. 利用者の本人確認

(1) 管理者は、利用者IDを登録する際に端末から当該利用者IDの利用者暗証番号と利用者確認暗証番号（以下、「利用者パスワード」といいます。）等当行所定の事項を入力し、当行に届出するものとします。また利用者ID登録に際して、管理者は、利用者ごとにワンタイムパスワードを発行し、当行に届出するものとします。なお、当該利用者パスワードは利用者が本サービスの初回ログイン時に端末から変更するものとします。当行はこの変更手続により届出られたパスワードを本サービスの正式な利用者パスワードとします。

(2) 利用者が本サービスを利用する場合、ID・暗証番号方式の場合、契約法人IDおよび利用者ID、利用者パスワード、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。電子証明書方式の場合、電子証明書、利用者パスワード、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。また、トランザクション認証の契約先の場合、トランザクション認証番号を当行所定の方法により送信するものとします。当行は送信されたこれらの内容と当行に登録されている内容との一致を確認した場合に、送信者を利用者本人とみなします。

(3) 当行が前号の方法により本人確認を実施したうちは、契約法人ID、利用者ID、利用者パスワード、ワンタイムパスワード、電子証明書（電子証明書方式の場合）、トランザクション認証番号に不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。利用者パスワード等は厳重に管理し、他人に知られることがないように十分注意してください。

(4) 利用者パスワードの変更は端末から随時行うことができます。この場合、利用者が変更前と変更後の利用者パスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の利用者パスワードと当行に登録されている利用者パスワードが一致した場合に、利用者本人からの届出とみなしてパスワードの変更を行います。安全性を高めるために利用者パスワードは定期的に変更してください。他人に知られた場合には速やかに変更してください。また、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定はお避けください。

(5) 本サービスの利用に際して、届出と異なる利用者パスワード等の入力が当行所定の回数を超えて連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。サービスの利用を再開するには、管理者が端末から利用停止の解除登録を行ってください。

(6) 利用者が利用者パスワードまたはワンタイムパスワードを失念した場合、管理者が端末から新しい利用者パスワードまたはワンタイムパスワードを再設定してください。なお、管理者が設定した利用者パスワードは利用者が端末から必ず変更するものとします。

5. ハードトークンの取り扱い

(1) ハードトークンは、契約者の届出住所あてに発送します。契約者は、ハードトークンの受け取り後、速やかに本サービスにログインし、利用登録手続きを行うものとします。

(2) トランザクション認証を初めて契約する際に、当行より本サービス1契約につきハードトークン1個を無償で貸与します。

(3) 契約者は当行所定の方法で申込むことにより、ハードトークンの追加発行を受けることができます。その場合、当行所定の手数料をいただきます。

(4) ハードトークンは、契約者にて厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、紛失・盗難にあった場合は、直ちに管理者が、端末により利用停止等の必要な措置を行ってください。

(5) ハードトークンの故障、破損、紛失、盗難等があった場合は、当行所定の方法により、当行に届出を行い、再発行の手続きを行ってください。ハードトークンが故障等により使用できなくなった場合、新しいハードトークンを再発行するまでの間、ハードトークンを利用した取引ができません。

(6) 故障、破損、紛失、盗難等によりハードトークンを再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。ただし、ハードトークンの製品不良等、契約者の責めに帰さない故障・破損の場合は、無償で交換を行います。

(7) トランザクション認証では、ハードトークンに付帯するカメラにより、パソコン等の画面上に表示される二次元コードを読み取ることで、ハードトークンの画面上に当行が受信した取引内容と生成されたトランザクション認証番号が表示されるため、取引内容を確認のうえ、パソコン等の画面上にトランザクション認証番号を入力することで、本人確認を実施します。

(8) ハードトークンには有効期限はありません。電池を交換することで、継続的に利用できます。電池切れにともなう交換用電池の用意については、契約者が負担するものとします。

第12条 免責事項

1. 遅延・不能等

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき

(2) 当行または当行が提携した、金融機関が共同利用するシステムの運営機関が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

(3) 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき

(4) ハードトークンの故障、破損、紛失、盗難等が生じたとき

(5) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったと

き

第20条 解約等

4. 当行からの解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は契約者に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

(1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立を受けたとき。

(2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(3) 前二号のほか、契約者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。

(4) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。

(5) 当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき。

(6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。

(7) 「ご契約者カード」が郵便不着等で返却された場合。

(8) 相続の開始があったとき。

(9) 契約者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。

8. ハードトークンの返却

本サービスが解約により終了した場合には、契約者はハードトークンを当行あてに当行所定の方法で返却するものとします。